

野田市告示第 159 号

狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 7 項の規定による狂犬病
予防員から犬を抑留した旨の通知があったことから、同条第 8 項の規定により次
のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 26 日

野田市長 鈴 木 有

捕獲月日	捕獲場所	種類	毛色	性別	体格	特 徴
令和8年 6月25日	野田市目吹	雑種	黒	オス	大型	成犬 薄緑色の布製首輪、 南京錠付き鎖首輪

上記の犬は令和 8 年 7 月 1 日まで以下の機関で抑留します。

連絡先

千葉県動物愛護センター東葛飾支所（0 4－7 1 9 1－0 0 5 0）